厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度予算案及び令和６年度補正予算に関する情報提供（へき地医療関係）

第14回　全国へき地医療支援機構等連絡会議（2025.1.17）

厚生労働省厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和７年度予算案（へき地医療関係）について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 22．0億円 → 【令和7年度予算案】 25．7億円

2 内 容

(1) へき地医療支援機構の運営 （1/2補助） **259百万円**

都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。

(2) へき地医療拠点病院等の運営 **1，751百万円**

へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。

ア へき地医療拠点病院運営費 （1/2補助）
イ へき地保健指導所運営費 （1/2補助）
ウ へき地診療所運営費
（沖縄県以外：2/3補助、沖縄県：3/4補助）
エ へき地診療所医師派遣強化事業 （1/2補助）

(3) へき地巡回診療の実施 **150百万円**

無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。

ア へき地巡回診療車（船）（医科・歯科） （1/2補助）
イ へき地巡回診療航空機（医科） （1/2補助）
ウ 離島歯科診療班 （1/2補助）

(4) 産科医療機関の運営 （1/2補助） **281百万円**

分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

(5) へき地患者輸送車（艇・航空機）運行支援事業 **126百万円**

無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。

ア へき地患者輸送車（艇） （1/2補助）
イ メディカルジェット（へき地患者輸送航空機） （1/2補助） など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17．8億円 → 【令和7年度予算案】 22．8億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 （事業実施主体）
へき地医療拠点病院 （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地診療所 （公立・公的・民間・独法） （沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：2/3補助）
へき地患者輸送車（艇） （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地巡回診療車（船） （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地・離島診療支援システム （公立・公的・民間・独法） （1/2補助） など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24．5億円 → 【令和7年度予算案】 19．5億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 （事業実施主体）
へき地医療拠点病院 （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地診療所 （公立・公的・民間・独法） （1/2補助） など

へき地診療所運営事業

令和７年度予算案　13億円（8.6億円）　※（）内は前年度当初予算額

事業内容：無医地区及び無医地区に準じる地区又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区において診療所を運営することにより、地域住民の医療を確保する。
補助率：公立・公的＝２／３　沖縄県＝３／４
独法・民間＝２／３

１　事業の目的

ア　へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

イ　次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。
（ア）離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
（イ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」
（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する「小笠原諸島」
（エ）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第３号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区に設置する。

２　事業内容

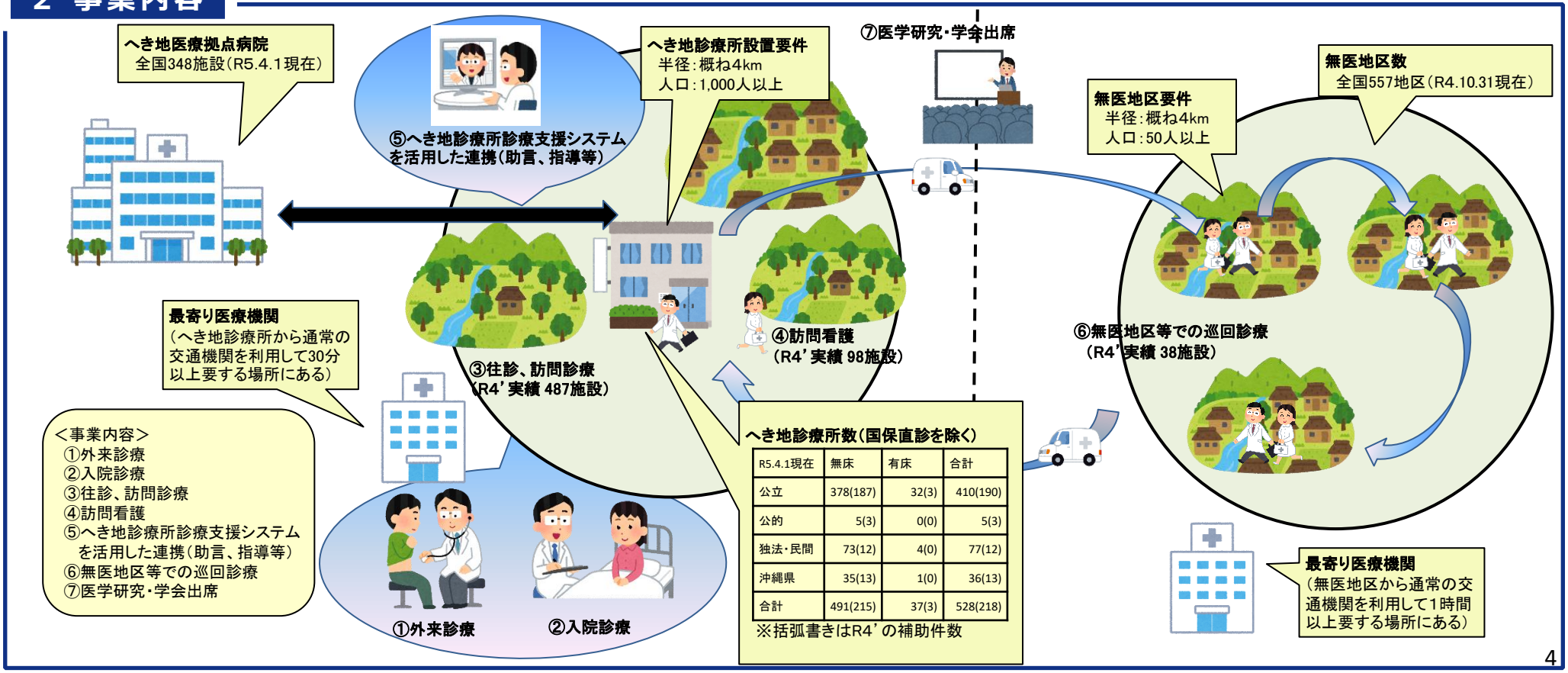

へき地診療所数（国保直診を除く）

R5.4.1現在	無床	有床	合計
公立	378(187)	32(3)	410(190)
公的	5(3)	0(0)	5(3)
独法・民間	73(12)	4(0)	77(12)
沖縄県	35(13)	1(0)	36(13)
合計	491(215)	37(3)	528(218)

※括弧書きはR4’の補助件数

へき地患者輸送航空機（メディカルジェット）運行支援事業

令和７年度予算案　1.1億円（2.0億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 背　景

・へき地における住民の医療体制を確保するため、へき地の患者を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇）」の運行に対する財政支援を行ってきたが、近隣の医療機関では治療継続が困難な事例が生じている。
・このため、平成29年度から、近隣の医療機関では治療継続が困難な場合でもへき地の住民が根治的治療を受けられるよう、へき地の患者を高度専門医療機関が所在する都市部へ輸送する「メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）」の運航に対する財政支援を行っている。

2 事業概要

・へき地の患者を高度専門医療機関が所在する都市部へ輸送する「メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）」の運航に対する財政支援を行うことで、へき地における安定的な医療の確保及び医療水準の向上を図る。

○実施主体：都道府県、市町村　等
○補 助 率 ：1/2
○対象経費：機体リース料、人件費　等
○基 準 額 ：１回当たり　2,821,000円　⇒　3,092,000円（令和３年度より）
※ただし、実施都道府県内において機体の確保が困難であると厚生労働大臣が認める場合は飛行時間１時間あたり688,000円　⇒　812,000円（令和３年度予算より）を限度として厚生労働大臣の認めた額を加算する。

3 事業実施状況

・北海道において平成２９年７月３０日から事業開始。
・北海道は北海道航空医療ネットワーク研究会に事業を委託し、同会から航空機の運航に関する業務を中日本航空に再委託している。
○　平成２９年度（平成２９年７月３０日から平成３０年３月３１日まで）の搬送実績：　２１件（交付確定額：　26,798,000円）
○　平成３０年度（平成３０年４月　１日から平成３１年３月３１日まで）の搬送実績：　３０件（交付確定額：　68,871,000円）
○　令和　元年度（平成３１年４月　１日から令和　２年３月３１日まで）の搬送実績：　２７件（交付確定額：　66,534,000円）
○　令和　２年度（令和　２年４月　１日から令和　３年３月３１日まで）の搬送実績：　１９件（交付確定額：　48,880,000円）
○　令和　３年度（令和　３年４月　１日から令和　４年３月３１日まで）の搬送実績：　１５件（交付確定額：　46,606,000円）
○　令和　４年度（令和　４年４月　１日から令和　５年３月３１日まで）の搬送実績：　１２件（交付確定額：　38,040,000円）

へき地患者輸送車（艇）事業について

へき地患者輸送車（艇）運行支援事業：令和７年度予算案　14.5百万円（26.4百万円）※（）内は前年度当初予算額

へき地患者輸送車（艇）整備事業　　：令和７年度予算案　医療施設等設備整備費補助金22.8億円の内数（17.8億円の内数）

１　事業の目的

へき地の患者を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇）」の運行に対する財政支援を行うことで、へき地における住民の医療を確保する。

（運行支援事業）
○実施主体：市町村、へき地医療拠点病院、へき地診療所 等
○補 助 率 ：1/2
○対象経費：人件費、燃料費 等
○基 準 額 ：１か所当たり765千円（患者輸送車）、１か所当たり1,289千円（患者輸送艇）

（整備事業）
○実施主体：市町村、へき地医療拠点病院、へき地診療所 等
○補 助 率 ：1/2
○対象経費：購入費
○基 準 額 ：マイクロバス１台当たり2,829千円、ワゴン車１台当たり1,474千円、艇１隻当たり10,198千円

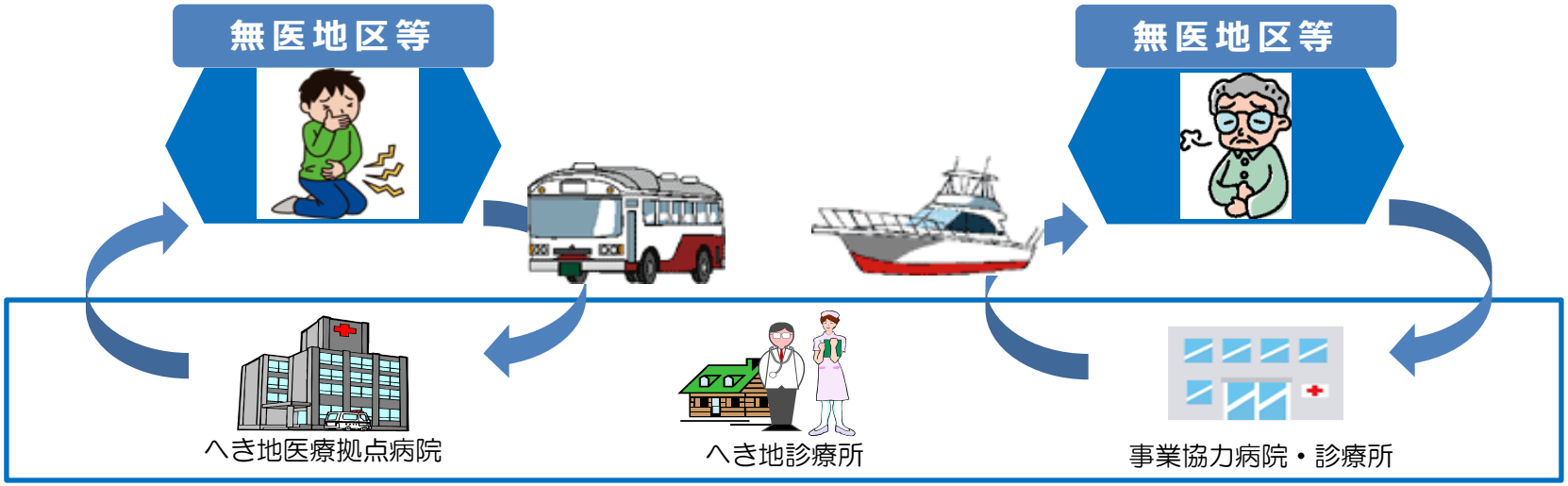

へき地医療拠点病院運営事業

令和７年度予算案　3.9億円（3.7億円）

※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算額　29百万円

事業内容：都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業及び都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院の運営事業等に対して財政支援を行う。
補　助　率：１／２（国１／２、都道府県１／２）、１０／１０（モデル事業分）

1　事業の目的

へき地診療所への代診医等の派遣、へき地医療従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保する。

<拡充内容>
・オンライン診療等にかかる経費

2　事業内容

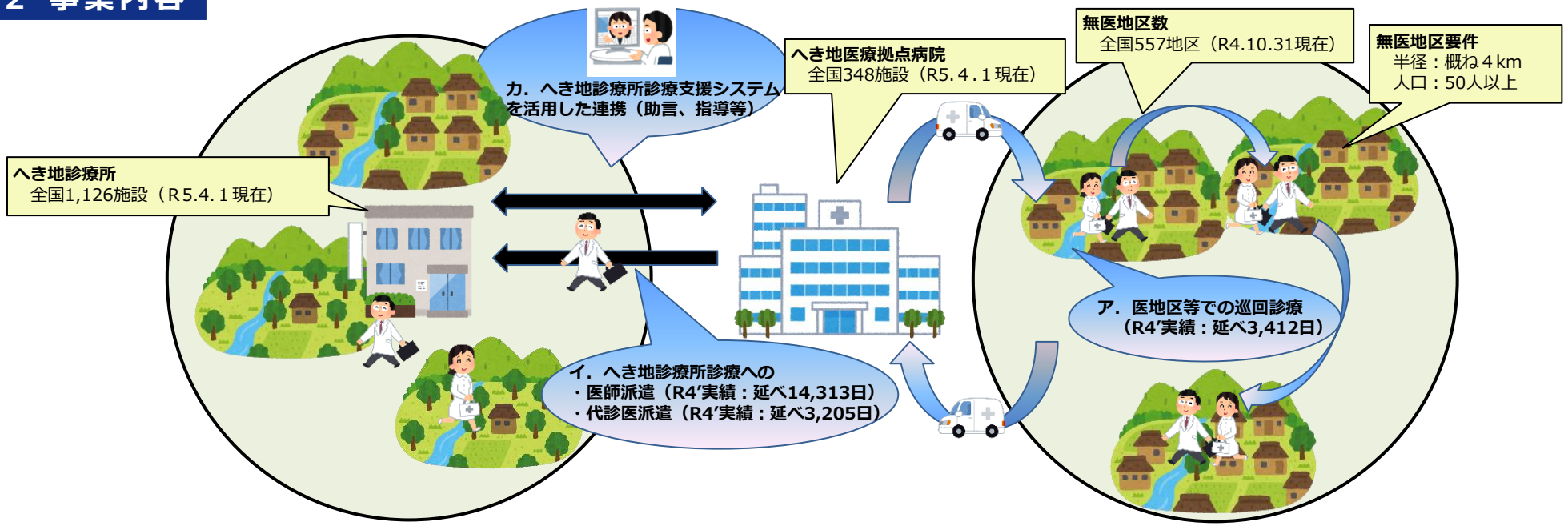

都道府県知事は、次に掲げる事業（ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。

ア　巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
イ　へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
ウ　特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
エ　派遣医師等の確保に関すること。
オ　へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
カ　遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
キ　総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
ク　その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和６年度補正予算（へき地医療関係）について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

へき地医療拠点病院運営事業

令和６年度補正予算額　29百万円（3.7億円）　※（）内は前年度当初予算額
※令和５年度補正予算額　40百万円
（※モデル事業分）

事業内容：都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業及び都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院の運営事業等に対して財政支援を行う。
補　助　率：１／２（国１／２、都道府県１／２）、１０／１０（モデル事業分）

1　事業の目的

へき地診療所への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保する。

＜拡充内容＞
・医療資源の乏しいへき地における医療人材の効率的な活用等の観点で、オンライン診療を含む遠隔医療の有用性が示唆されていることから、へき地医療拠点病院による巡回診療及び代診医派遣におけるオンライン診療の活用等に関する課題や論点、好事例などを収集するためのモデル事業にかかる経費
・その他オンライン診療等にかかる経費

2　事業内容

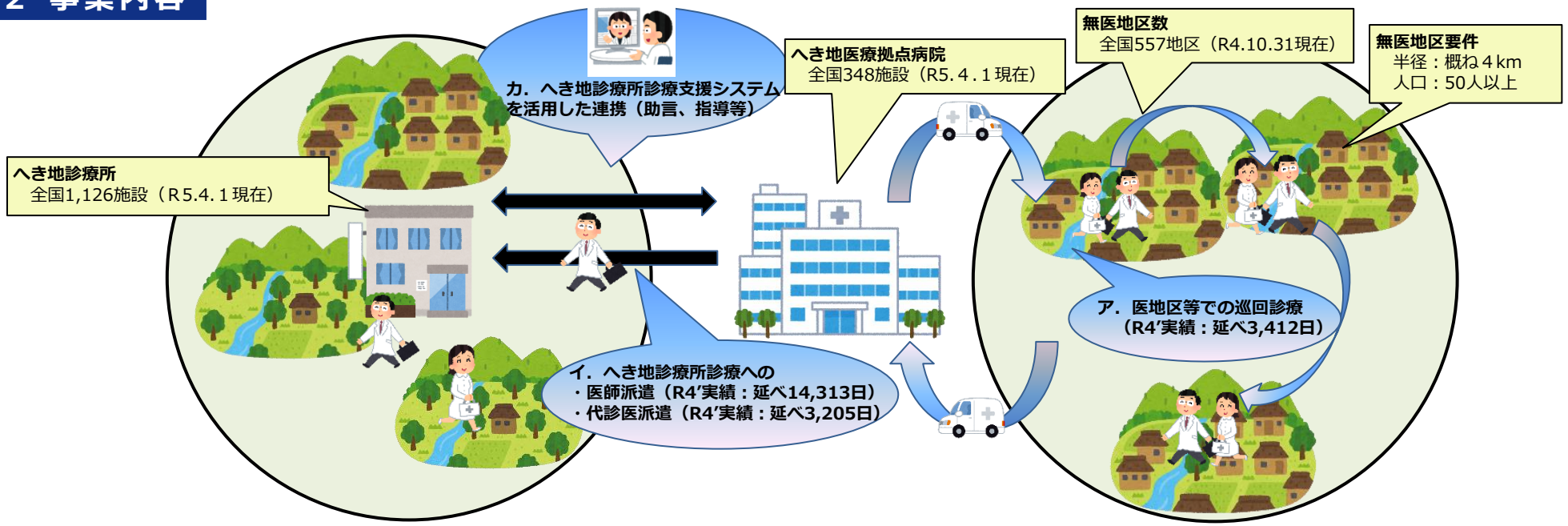

都道府県知事は、次に掲げる事業（ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。
ア　巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
イ　へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
ウ　特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。
エ　派遣医師等の確保に関すること。
オ　へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
カ　遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
キ　総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
ク　その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

郵便局でのオンライン診療にかかる補助金の活用について

へき地医療拠点病院運営事業

1　事業内容

　へき地医療拠点病院運営事業は、へき地診療所への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。
　医療活動費の対象経費として、備品費や借料・損料等も計上が可能であり、郵便局のブースにかかる初期投資費用等についても、当該補助金が活用可能。

2　体制図の例

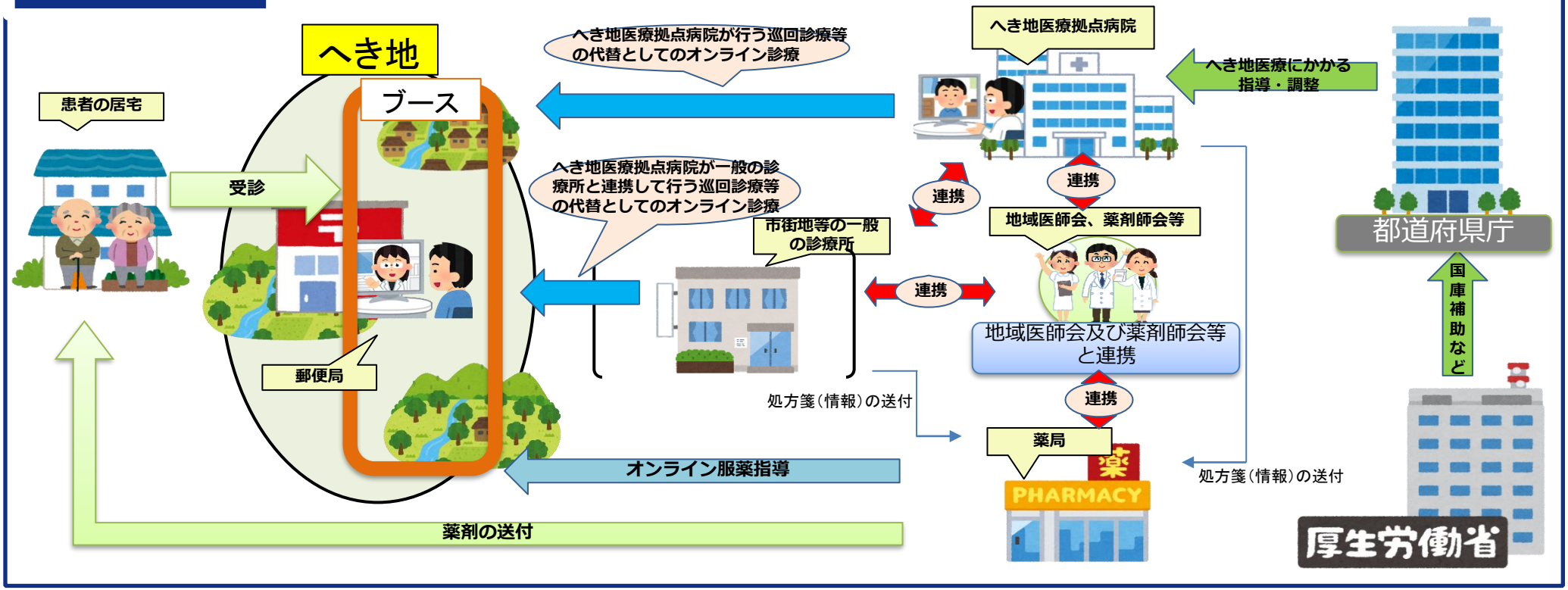

へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）

令和６年度補正予算額　20百万円（3.7億円）　※（）内は前年度当初予算額（モデル事業分以外の通常事業分）

1 事業の目的・内容

医療資源の乏しいへき地における医療人材の効率的な活用や有事対応の観点から、オンライン診療を含む遠隔医療の有用性が示唆されており、このため、令和６年度から開始する第８次医療計画に向けた当該計画の策定指針において、へき地医療拠点病院の主要な業務である巡回診療及び代診医派遣におけるオンライン診療の活用についても示したところ。

本事業においては、既存のへき地医療拠点病院運営事業の枠組みを拡充・活用し、

・巡回診療や代診医派遣を、オンライン診療を活用して行う
・へき地医療拠点病院からへき地診療所等に対し看護師を派遣し、へき地医療拠点病院の医師がオンライン診療を行う
・へき地診療所に実際に派遣する医師・看護師等の処遇改善を行う
・へき地診療所に派遣する予定の看護師等に対し研修等を行う

等の取組みを、各都道府県により策定された第８次医療計画に沿って、数か所のへき地医療拠点病院がモデル的に行い、課題や論点、好事例などを収集することで、第８次医療計画の方向性の検証や見直し等に活用するとともに、将来の人口動向の変化も踏まえた医療提供対策の検討に資するものとする。

2 実施主体・補助率等

拡充事業部分
・実施主体：都道府県等（へき地医療拠点病院）
・想定補助先：1件
・補助率：10/10

※参考　既存事業部分
・実施主体：都道府県等（へき地医療拠点病院）
・補助率：1/2
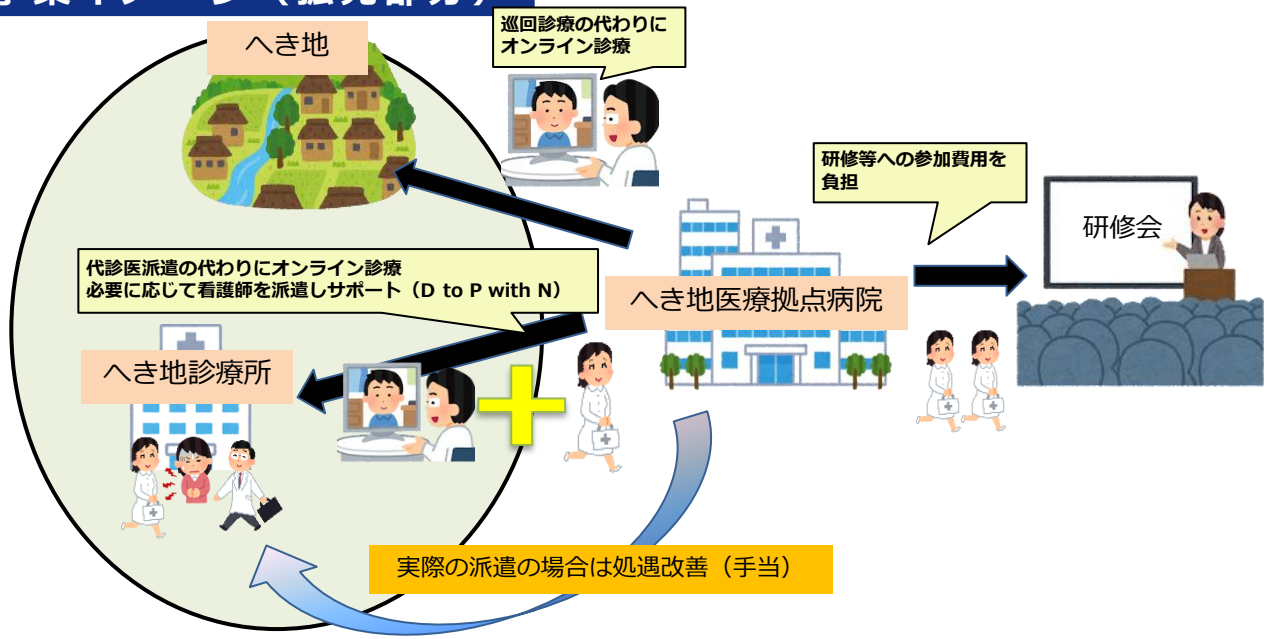
3 事業イメージ（拡充部分）